第1部 国連・障害者の十年 第3章 「国連・障害者の十年」の間における各種施策の展開

パラリンピック・マドリッド'92(平成4年9月,スペイン)



パラリンピック・マドリッド'92 (平成4年9月。スペイン)

パラリンピック・バルセロナ'92(平成4年9月,スペイン)



パラリンピック・バルセロナ'92 (平成4年9月、スペイン)

第1部 国連・障害者の十年 第3章 「国連・障害者の十年」の間における各種施策の展開 第1節 障害者施策の推移 1 平成4年度障害者施策の概要

平成4年度における政府の障害者対策関係予算は,総額で2兆1,600億円であり,政府一般歳出の5.6%を占めている。その内容は表のとおりであり,各省庁においてそれぞれの立場から障害者施策を実施している。

平成4年度障害者対策関係予算の概要

平成 4 年度障害者対策関係予算の概要

(単位:百万円)

	(1	₽1业・日万円)
省庁別	事項及び内容	平成 4 年度 予 算 額
総 理 府	1 障害者対策推進経費	34
	2 「国連・障害者の十年」最終年記念事業経費	73
	小 計	107
警 察 庁	障害者の利用を配慮した公共建築物の整備	162
総 務 庁	恩給支給に必要な経費(傷病恩給)	178,900
法 務 省	1 身体障害者の利用を考慮した庁舎の設計及び既設 庁舎の改修に必要な経費	98
	2 刑務所等に収容されている身体障害者等の機能回 復訓練に必要な機器整備に要する経費	2
	3 障害者に対する差別解消のための啓発活動経費等	7
	小 計	107
外 務 省	国連人権問題基金拠出金(うち国連障害者の十年基金)	13
文 部 省	1 心身障害児の理解認識・適正就学の推進充実	279
	2 特殊教育に関する研究調査,教育内容の改善研修等	195
	3 特殊教育就学奨励費負担等	6,497
	4 特殊教育設備整備費補助	322
	5 義務教育費の国庫負担金(1,053百万円は6に別掲)	125,706
	6 初任者研修	1,657
	7 公立特殊教育施設整備費補助	3.048
	8 私立高等学校等経常費助成費補助	1,269
	9 国立特殊教育総合研究所の整備運営等	920
	小 計	139.892
厚生省	1 身体障害者福祉対策	133.809
	2 心身障害児(者)対策	314,137
	3 心身障害発生予防等	23,707
	4 精神障害者社会復帰対策	2.610
	5 医学的リハビリテーション等対策	2,564
	6 年金対策及び戦傷病者対策	1,330,741
	小 計	1.807.567
農林水産省	農林漁業労働災害の未然防止対策	731
通商産業省	1 障害者等対応機器の調査研究・車椅子及び福祉関 連機器の標準化に関する調査研究	18
1	2 医療及び福祉機器技術の研究開発(うち障害者関係)	564
	小計	582
運輸省	「人にやさしい」交通機関・施設実現のための施策の展開	19
郵政省	郵便局窓口ロビー出入口自動脈の設置等	227
労働省	1 総合的な障害者対策の推進	6.084
27 100 111	2 重度化に対応した障害者対策の推進	19,581
	3 精神薄弱者・精神障害者の雇用対策の推進	819
	4 障害者に対する職業訓練体制の整備充実	4.498
	小計	30,982
建設省	1 身体障害者の利用を考慮した庁舎の設計及び既存 庁舎の改修	103
	2 福祉の街づくりモデル事業	150
	小計	253
自治省	参議院通常選挙における身体障害者対策	130
	を終売場も選手におり Q ダ本準音名列車	

(注) 事項ごとに百万円未満を四捨五入のため積上げと小計が一致しない場合がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 国連・障害者の十年 第3章 「国連・障害者の十年」の間における各種施策の展開 第1節 障害者施策の推移 2 障害者施策の推移

平成4年度の障害者対策関係予算額は,昭和58年度の同予算額(1兆3,629億円)と比較し,1.58倍に伸びている。この間の一般歳出の伸び(1.19倍)と比較すると,伸び率で3倍となっており,障害者関係予算の面からみても,「国連・障害者の十年」の間において,障害者施策の着実な進展がみられたことがわかる。

障害者対策関係予算額の推移

障害者対策関係予算額の推移

	昭和58年度	昭和61年度	平成元年度	平成4年度
障害者対策関係予算額	13,629	18,126	19,825	21,597
	(100)	(133)	(145)	(158)
政府一般歲出予算額	326,195	325,842	340,805	386,988
	(100)	(100)	(104)	(119)

(上段は予算額(単位:億円),下段は昭和58年度の額を100とした場合の指標)

総理府障害者対策推進本部担当室

参事官 中山和之

|この十年で「着実に」障害者対策の展開が図られたというのが大方の見方です。障害者対策には,劇的な展開というのはそもそもありえないのではないでしょうか。というのも,障害者対策は,人間の心のレベルをもっとも先鋭的に映すリトマス試験紙であると思うからです。心の方は,一科学技術による世界の操作・支配がしばしば劇的な進展を遂げるのと比べて,一恐らく徐々にしか進歩しないのではないかと思うのです。あるいは心は全く進歩しないのだと悲観的に考える向きもあるでしょうが,今後も,少しずつ人間の心が進歩し,障害者対策が進展していくことを信じたい気持ちです。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 国連・障害者の十年 第3章 「国連・障害者の十年」の間における各種施策の展開 第2節 障害者をとりまく環境の変化

「国連・障害者の十年」の間に,第1章で紹介した障害基礎年金制度の創設をはじめとするさまざまな制度の創設・改正が行われるなど,障害者をとりまく環境も変化してきている。ここでは,障害者自身のライフステージに従って,障害者をとりまく環境の変化について,「国連・障害者の十年」の間に実施した施策を中心にみていくこととする(福祉機器については第4章第2節で,啓発広報及びボランティア活動については同章第3節で,すべての人々にとって住みやすい総合的なまちづくりについては同章第4節で,それぞれ述べることとする。)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 国連・障害者の十年 第3章 「国連・障害者の十年」の間における各種施策の展開 第2節 障害者をとりまく環境の変化 1 ライフステージ全体からみた環境の変化

障害者のライフステージ全体からそのとりまく環境の変化を考える際に,障害者自身の生活の視点からみると,生活を支えるサービスや所得の保障,生活の場所,地域へのアクセス等の視点からとらえることができる。

(1) 障害者の生活を支えるサービス等

ア 在宅サービス

障害者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにする上で,在宅サービスの充実は重要な課題である。

在宅サービスに関する制度は、「国連・障害者の十年」の間において、次に述べるような整備が図られてきている。

身体障害者に関するものについては、まず、昭和59年の身体障害者福祉法の改正により、「すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものであることが法律上明らかにされ、さらに、平成2年の同法の改正により、ホームヘルプサービス等の在宅サービスが法律に位置づけられるとともに、身体障害者福祉に係る行政を住民に最も身近な行政主体である市町村で一元的に実施する、などの改正が行われた。

精神薄弱者に関するものについては,平成2年の精神薄弱者福祉法の改正により,ホームヘルプサービス,グループホーム等の事業が法律に位置づけられた。

精神障害者に関するものについては,昭和63年の精神保健法の制定(精神衛生法の改正)により,法律の目的として「精神障害者の社会復帰の促進」や「精神障害者等の福祉の増進」が規定されるとともに,精神障害者社会復帰施設が法律に位置づけられた。

このような制度の整備を経ながら,厚生省においては,障害者の態様に応じた各種の在宅サービスの充実を 進めているが,詳しくは,ライフステージごとに,後で述べることとする。

イ 施設サービス

家庭や地域において生活することが困難な障害者が安心して生活する上で,障害者に対するリハビリテーションや職業訓練等を行う施設サービスの充実は重要な課題である。また,通園・通所施設は,在宅サービスの機能を有している。

障害者に関する社会福祉施設の状況の変化も,詳しくはライフステージごとに後で述べるが,全体としてみ

ると,在宅福祉の充実を図る観点から通園・通所施設が整備されるとともに,在宅での介護が困難な重度の 障害者について適切なサービスを提供する観点から,重度障害者施設が着実に整備されるなど,障害者の態 様に応じた施設サービスを提供する体制づくりが進められてきている。

社会福祉施設の状況

社会福祉施設の状況

(各年10月1日)

	施言	ひ 数	定 J	数数	在(通)	所者数
	昭和58年	平成3年	昭和58年	平成3年	昭和58年	平成3年
入所施設 計	1,780	2,206 (123.9)	125,871	149,309 (118.6)	111,408	138,133 (124.0)
更生施設等(*1)	1,463	1,816 (124.1)	106,396	125,258 (117.7)	93,256	115,230 (123.6)
授 産 施 設(*2)	317	390 (123.0)	19,475	24,051 (123.5)	18,152	22,903 (126.2)
重度障害者施設 (再掲)(*3)	262	359 (137.0)	19,016	25,893 (136.2)	17,868	24,709 (138.3)
通闡・通所施設 計	597	1,020 (170.9)	21,123	36,474 (172.7)	16,996	32,680 (192.3)
更生施設等(*4)	371	464 (125.1)	13,772	17,502 (127.1)	10,256	14,838 (144.7)
授 産 施 設(*5)	226	556 (246.0)	7,351	18,972 (258.1)	6,740	17,842 (264.7)
精神障害者施設(別掲)	-	73	_	1,592	_	1,165
入所施設(*6)	-	40	_	873	_	579
通所施設(*7)	_	33	, -	719	-	586

- (*1) 盲児施設,ろうあ児施設,虚弱児施設,肢体不自由児療護施設,重 症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設,精神薄弱児施設及び自閉症児施設,肢体 不自由者更生施設,視覚障害者更生施設(失明者更生施設),聴覚・言語障害者更生施設(ろうあ者更生施設),内部障害者更生施設,身体障害者療護施設及び重度身体障害者更生援護施設並びに精神薄弱者更生施設(入所)
- (*2) 身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設及び精神薄弱者授産施設(入所)
- (*3) 肢体不自由児療護施設,重症心身障害児施設、身体障害者療護施設及び重度身体障害者 更生援護施設
- (*4) 難聴幼児通園施設,肢体不自由児通園施設,精神薄弱児通園施設及び精神薄弱者更生施設(通所)
- (*5) 身体障害者通所授産施設及び精神薄弱者授産施設(通所)
- (*6) 精神障害者接護寮(昭和63年度創設)
- (*7) 精神障害者通所授產施設(昭和63年度創設)
- (注) 表中()内は、昭和58年を100.0とした場合の指標
- 資料:厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」

ウ 補装具・日常生活用具

補装具及び日常生活用具は,障害者の日常生活や社会生活を支える上で重要な役割を果たしている。

補装具については,厚生省において,一定のものについて交付・修理の基準を示し,公費による給付を行っている。昭和58年度においては37品目が給付の対象品目であったが,これまで,電動車いす,挿耳型補聴器,電動式人工喉頭等を追加してきており,現在57品目を給付対象としている。

補装具給付事業の給付件数(平成3年度)

補装具給付事業の給付件数(平成3年度)

身 体 障 害 児 身 体 障 害 者 45,816件 460,030件

資料: 厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

また,日常生活用具についても,厚生省において,一定のものについて交付・貸与の基準を示し,公費による 給付を行っている。昭和58年度においては29品目が給付の対象であったが,これまで,重度障害者用意志伝 達装置,視覚障害者用ワードプロセッサー等を追加してきており,現在48品目を給付対象としている。

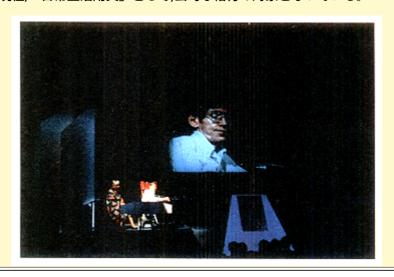
重度障害者用意志伝達装置

イギリスの理論物理学者ホーキング博士を御存知だろうか。ホーキング博士といってわからなくても,車いすに座りながら,人工 的な音声により,独自の宇宙論を展開する姿を御存知の方は多いのではないだろうか。

ホーキング博士は,そのわずかに動く指先で入力装置を操作して文章を作成し,また,音声合成装置により音声を発生し,講演等を 行っているのである。

このように,手足の機能や言語機能を喪失した人の残存機能による反応をセンサー等により感知して,画面表示,音声等により意志 を伝達する装置が,重度障害者用意志伝達装置である。情報の入力方法としてはホーキング博士のような方法のほかに,まばたき や呼気で入力する方法がある。

重度障害者用意志伝達装置は,現在,「日常生活用具」として,公的な給付の対象となっている。



(注)「補装具」とは,義肢,補聴器等の,身体の失われた部位,欠陥のある部分を補って,必要な身体機能を獲得し,あるいは補うために用いられる用具である。「日常生活用具」とは,特殊浴槽,点字タイプライター等障害者の生活を容易にするための用具である。

工 専門従事者

障害者の生活を支えるサービスを実施していく上で,保健医療・福祉についての専門的技術を有する質の高い人材の確保が不可欠であり,このため,厚生省においては,義手等を製作する義肢装具士や手話通訳士の資格の制度化を行うとともに,身体の機能回復訓練を担当する理学様法士及び作業療法士や,福祉サービスを担当する社会福祉士及び介護福祉士等の養成を進めている。

理学療法士及び作業療法士の免許取得者数(各年末)

理学療法士及び作業療法士の免許取得者数(各年末)

	昭和58年	平成3年
理学療法士	3,911	11,012
作業療法士	1,447	5,284

資料:厚生省健康政策局調べ

社会福祉士及び介護福祉士の登録者数

社会福祉士及び介護福祉士の登録者数

	平成元年度末	平成 4 年12月
社会福祉士	177	1,903
介護福祉士	3,073	23,825

(注) 資格制度の創設は、平成元年度 資料:厚生省社会・援護局調べ

また,平成4年6月には,「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」及び「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」が成立するなど,保健医療・福祉サービスに従事する人材の確保対策が進められている(詳しくは,第2部第1章第3節で述べる。)。

オ 「障害者の明るいくらし」促進事業

障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できるようにするための基礎的条件づくりを進めるため、厚生省においては、平成3年度から、従来の障害者社会参加促進事業を「障害者の明るいくらし」促進事業に改め、都道府県・指定都市が実施するコミュニケーションの確保等(点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成等)、移動(自動車運転免許の取得の助成等)等の事業を推進している。

カ 高齢者保健福祉推進十か年戦略の策定

「高齢者保健福祉推進十か年戦略」は,高齢者の保健・福祉分野において平成2年度から11年度までの10年間に実現すべき具体的な目標を掲げたものであるが,高齢者サービスのみならず,各種の社会サービスの普及定着にも大きく寄与してきており,障害者の高齢化が進む中で,「高齢者保健福祉推進十か年戦略」によって障害者へのサービスも進展していることに注目すべきである(詳しくは,第2部第1章第2節で述べる。)。

(2) 所得の保障等

ア 年金・手当

昭和61年4月に施行された年金制度の改正において,障害者についての所得保障等を充実する観点から,大幅な改善が行われた。

まず,全国民共通の障害基礎年金制度が創設され,国民年金や厚生年金保険等の加入期間中に障害者となった場合,あるいは20歳未満で障害者となった者が20歳に達した場合,ともに障害基礎年金が支給されることとなった。これによって,原則としてすべての成人障害者に対して,障害基礎年金が支給されることとなり,また,従前は国民年金の障害福祉年金を受給していた者についても大幅な支給額の増となり,所得保障の充実が図られた。

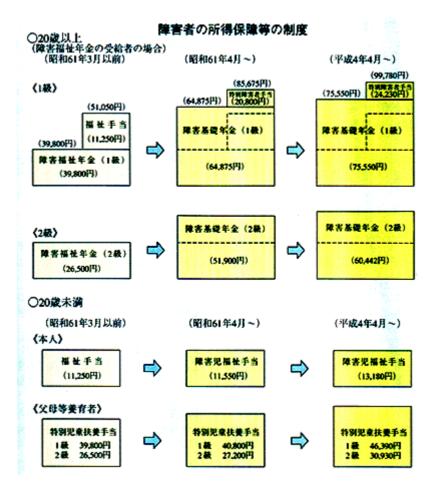
併せて,障害に伴う固有のニーズを考慮して支給される各種の手当等の充実を図る観点から福祉手当制度 が再編成された。在宅の20歳以上の著しい重度の障害者について,その障害による特別の負担の軽減を図

厚生白書(平成4年版)

る一助として特別障害者手当を支給することとし,障害者の所得保障の大幅な改善が行われるとともに,20歳未満の障害児については,障害児福祉手当が支給されることとなった。

このほかに,20歳未満の障害児の父母等についての特別児童扶養手当があり,障害者の所得保障等の制度は, 図のように改善されてきている。

障害者の所得保障等の制度



また,平成3年度から,20歳以上の学生すべてを年金制度の適用の対象とすることにより,任意加入していない学生が障害者になった場合に無年金となることなどの問題の解決を図った。

障害者に関する主な税制上の特別措置

障害者に関する主な税制上の特別措置

	年音音を図する工な状形工が行が12世
事 項	内 容
魔 害 者 控 除 (所得税・住民税)	納税義務者又はその控除対象配偶者,扶養親族が障害者(3 ~6級)である場合の所得控除 障害者1人につき 27万円(所得税) 26万円(住民税)
特別障害者控除 (所得税・住民税)	納税義務者又はその控除対象配偶者,扶養親族が特別障害者 (1,2級)である場合の所得控除 障害者1人につき 35万円(所得税) 28万円(住民税)
同居特別障害者 の 特 別 控 除 (所得税・住民税)	同居している控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該 当する場合、配偶者控除又は扶養控除に加えて行う所得控除 障害者1人につき 30万円 (所得税) 21万円 (住民税)
住 民 税 の 非課税限度額	障害者であって、前年の合計所得金額が125万円以下の者に ついては、住民税に係る所得割を課さない。
障害者控除(相続税)	障害者が相続による財産を取得した場合,当該障害者が70歳 に達するまでの1年につき6万円(特別障害者については12 万円)を乗じた金額を,税額から控除
特別障害者 に対する 贈与税の非課税	特別障害者扶養信託契約による特別障害者である受益者に対 しては、信託受益権の価額が6,000万円までは、贈与税非課 税
身体障害者用 物品の非課税 (消費税)	義肢, 盲人安全つえ, 車いす, 改造自動車等身体障害者の使 用に供するための特殊な性状, 構造又は機能を有する一定の 身体障害者用物品の譲渡, 貸付け等は非課税
自動車税・ 軽自動車税・ 自動車取得税 の 減 免	身体障害者本人又は当該身体障害者等 (精神薄弱者を含む) と生計を一にするものが運転し、専ら当該身体障害者等の生 業等の用に供する自動車に係る自動車税、軽自動車税、自動 車取得税を減免 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認めら
	れる自動車等の自動車税, 軽自動車税, 自動車取得税を減免 (ともに, 障害の種類及び程度が一定範囲の者のみとする等 の限定あり。)

イ 税制上の措置

障害者の生活を経済的な面から保障するため,税制上もいくつかの特別措置が設けられており,「国連・障害者の十年」の間にも,同居特別障害者の特別控除の創設(所得税:昭和57年分から適用,住民税:昭和58年度),身体障害者用物品の非課税化(消費税:平成3年10月実施)等が行われている。

(3) 住宅の確保

障害者が地域で生活していくためには,障害者の住宅が適切に確保されること等が必要である。建設省においては,障害者の身体的特性に配慮した公営住宅の整備を進めるとともに,公的な融資制度において,障害者の同居する世帯等に対する割増貸付け等を実施してきている。また,障害者の身体的特性に合わせるために住宅改造を行う場合にも,公的な融資を行っている。

公営住宅の整備・割増貸付け等

公営住宅の整備・割増貸付け等

公常住宅	 ・入居者が身体障害者である場合、同居しようとする親族がいなくても単身で入居を認める。 ・入居者の選考に当たっては、住宅困窮度が高いものとして、一般住宅困窮者よりも優先的に入居させることができる。 ○公営住宅建設戸数:3,153戸
公団住宅	・入居募集に当たっては倍率優遇措置 ・入居住宅は1階又はエレベーター停止階を割り当てる等の優遇措置 ○優遇措置戸数:37,292戸
住宅金融公庫融資	 ・割増貸付け 障害者同居 高齢者同居・障害者同居 300万円 ・身体障害者用トイレ・バスユニット等設置工事割増貸付け 100万円/戸ホームエレベーター設置割増 別枠で 50万円/戸
	・身体障害者向け住宅改良工事に対する割増貸付け 50万円/戸 ○割増貸付け戸数:17,457戸

(注) 1. 戸数は、昭和58年度~平成3年度の合計

2. 公団住宅の優遇措置戸数には、高齢者同居世帯に対する優遇措置戸数を含む。

資料:建設省間べ

また,厚生省においては,障害者が地域で生活することができるよう,共同で生活する精神薄弱者を援助する グループホーム事業を平成元年度から,精神障害者を援助するグループホーム事業の実施を平成3年度から 推進し,平成4年度にはそれぞれ400か所,50か所を補助している。また,障害者が自立した生活を営むため の福祉ホームや通勤寮,援護寮の整備を進めている。

福祉ホーム等の整備状況(平成3年10月)

福祉ホーム等の整備状況 (平成3年10月)

身	体	章害	者	福	祉;	t -	4	11施設 (182人) (昭和63年度創設)
材	神	專弱	者	福	祉;	t —	L	49施設 (477人) (昭和58年は12施設)
精	神	章害	者	福	祉;	t —	L	45施設 (316人) (昭和63年度創設)
材	神	簿	弱	者	通	勁	寮	109施設 (2,394人) (昭和58年は77施設)
精	神	隊	害	者	援	襚	寮	40施設 (579人) (昭和63年度創設)

(注) ()内は、在所者数

資料:厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

(4) 地域へのアクセス等

建築物,道路,交通ターミナル等における物理的な障害の除去,情報アクセスやコミュニケーションを容易にすることなどの生活環境面における改善は,障害者が社会に参加する上での基礎的な条件であり,以下で述べるとおり,「国連・障害者の十年」の間にも着実な改善が進められている。

その結果,現在では,公的機関の設置する建築物や公共交通ターミナル等で新築又は大規模な改築が行われるものについては,障害者用設備を整備することが一般的となっている。しかし,民間機関が設置する建築物や既存の建築物については,まだ十分な改善が行われているとはいえず,全体からみれば,障害者用設備の整備は部分的にとどまっており,障害者が一人で町を歩くのに十分な状態とはなっていない。なお,情報へのアクセスについては,ウで述べるとおり一定の改善がなされつつある。

厚生白書(平成4年版)

障害者,中でも車いすの障害者が,まちのなかを移動する場合,障害者用のトイレがどこにあるか,あるいは,段差のない道路はどこにあるのか,といった情報があらかじめわかっていれば,大変便利である。

このため、このような情報をガイドマップとして作成している地方公共団体がある。

ア 建築物の構造

国の庁舎については,建設省において,障害者等に配慮した「建築設計基準」を定めており,これに従って整備を行っている。一方既存施設についても,障害者等への配慮を目的とした高齢者・身体障害者対策施設整備を積極的に推進している。

また,民間の建築物については,建設省において,「身体障害者の利用に配慮した建築設計標準」の策定等を行っているほか,身体障害者等の安全で快適な活動を確保するため,バリアフリー化を総合的に配慮した民間建築物に対し日本開発銀行等による融資を行う「人に優しい建築物整備促進事業(ハートフルビルディング)」を平成4年度から実施している。

イ 移動・交通対策

交通ターミナルについては、各種ガイドラインに基づいて、エレベーター、エスカレーター、障害者用トイレ、誘導・警告ブロックの設置、改札口の拡幅、利用しやすい車両の導入等が順次実施されており、鉄道駅のエレベーター、エスカレーター等の設置駅数は、この10年間でおおむね2~3倍に増加してきている。

鉄道駅における設備整備の状況

鉄道駅における設備整備の状況

	昭和57年度末	平成3年度末	(B)
	(A)	(B)	(A)
改札口の拡幅	1,365	3,316	2.43
エスカレーターの設置	378	746	1.97
エレベーターの設置	82	273	3.33
身体障害者用トイレの設置	396	1,373	3.47
自動券売機に点字テーブ貼付	1,584	2,881	1.82
誘導・警告ブロックの設置	1,425	3,600	2.53

(JR(国鉄), 私鉄大手15社及び営団・公営地下鉄の合計)

資料:運輸省調べ

盲導犬

視覚障害者の目のかわりとなって歩行の安全を助ける盲導犬は,視覚障害者の自立した生活を支える重要な役割を果たしている。

|我が国においては,現在,全国で8つの盲導犬訓練施設で年間約80~90頭の盲導犬が育成され,約700頭の盲導犬が稼働している。

盲導犬は,ラブラドール・レトリーバー,ゴールデン・レトリーバー,シェパード等の種のうち,両親ともにおとなしい性質で盲導犬に適したものの子犬を出生の時から適切に訓練し,しつけられている。子犬は出生2か月後に,ハピーウォーカー(里親)と呼ばれる一般家庭で1歳になるまで愛情を持って飼育され,生後1年を迎えた犬は,訓練施設に戻され,盲導犬としての適性検査を受ける。適性検査に合格したものについて,その後,約4~8か月間程度,しつけ,障害物の回避等の訓練が行われ,交通機関の利用,買い物やレストランの利用時の振舞等が適切に訓練される。訓練の最後は,主人となる視覚障害者の方との合同訓練。この期間に視覚障害者の方も命令の仕方,えさのやり方,排泄,手入れの方法等の指導を受ける。このように適切に訓練を受けた盲導犬はペットと違い,レストランやホテル等を汚したり,他人にほえたり,かみついたりすることはない。

盲導犬に対する一般の方々の理解は必ずしも十分ではないが,最近ではレストラン,スーパーマーケットなどで積極的に盲導犬の受入れを進めているところも出てきている。

レストランでは、テーブルの下で食事が終わるのを静かに待っています。



レストランでは、テーブルの下で食事 が終わるのを静かに待っています。

道路構造については,視覚障害者誘導用ブロックの敷設,歩道の段差の切り下げ,斜路式立体横断施設の整備 等障害者に配慮した改善が行われてきている。

道路構造の改善状況

道路構造の改善状況

	昭和58年3月	平成2年3月
視覚障害者誘導用ブロック	433万2千枚	802万 4 千枚
歩道等段差切り下げ	61万 1 千か所	89万 0 千か所

資料:建設省調べ

また,厚生省において,リフト付き福祉バスの運行,障害者用に改造された自動車への助成等を行うとともに,ガイドヘルパーの派遣を行うなど,各種の施策を実施している。

さらに,移動・交通に係る経費負担については,鉄道,バス,タクシー,航空等において,一般利用者との均衡等 にも配慮しつつ,必要な軽減措置が講じられてきている。

運輸省運輸政策局

消費者行政課長 浅井 廣志

障害者・高齢者等の方々が目的地まで安全にかつ安心して移動できるように,公共交通機関の整備・充実を図ることが重要な課題となっています。運輸省においては,障害者・高齢者等の視点に立って,だれもが利用しやすい「人にやさしい交通」の実現を目指して,国連・障害者の十年」を契機に各種対策を講じてきましたが,今後とも,施設整備ガイドラインの見直し等により,駅等のターミナル施設の整備や利用しやすい車両の導入などの対策を積極的に推進することとしています。

ウ 情報へのアクセス

障害者に対する情報提供については,厚生省において,点字図書館や字幕付きビデオの貸出し等を行う聴覚 障害者情報提供施設の整備を進めてきている(平成2年の身体障害者福祉法の改正により,こうした情報

厚生白書(平成4年版)

サービスを行う施設が視聴覚障害者情報提供施設として法律に位置づけられている(平成4年12月現在,点 字図書館74か所,聴覚障害者情報提供施設7か所))。また,平成3年度から,日常生活用具給付事業に点字図書 の給付を新設し,視覚障害者は,一般図書の価格相当額の自己負担を行えば点字図書を入手できることと なった。

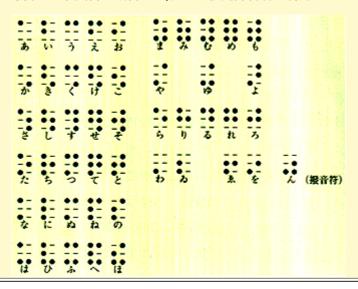
点字の歩み

縦三点横二列の六点を一つの単位とする現在の点字は,フランス人,ルイ・ブライユによって考案され,欧米各国に普及した。

日本では,明治20年ごろから官立東京盲唖学校で小西信八校長を中心に点字翻案の研究が始められ,明治23年同校の石川倉次教諭 が点字によるカナ文字システムとして完成している。明治34年4月22日にこの点字は,日本訓盲点字として官報に掲載され,我が 国の点字として認知され,普及している。

明治26年には東京盲唖学校がアメリカから点字製版印刷機を輸入し,明治42年には,点字教科書の出版も始まっている。さらに, 大正4年には,東京盲学校と東京盲人教育会が点字図書の閲覧や貸出を始め,点字図書館の礎ができている。

現在,全国の74の点字図書館に約40万冊の点字図書が蔵書され,多くの視覚障害者に利用されている。



さらに,テレビ等の放送番組においても,文字多重放送(字幕放送を含む。),音声多重放送等障害者に配慮し た放送番組の充実が図られてきている。

関東地区における字幕放送等の放送時間

関東地区における字幕放送等の放送時間

送 (平成4年12月) 1週当たり14時間43分 手話通訳付き放送 (平成4年8月) 1週当たり13時間25分

(注) 日本全国において、字幕放送は、日本放送協会及び一般放送事業者14社が実施 同じく、手話通訳付き放送は、日本放送協会及び一般放送事業者94社が実施 資料:郵政省調べ

一方,コミュニケーションの確保の面では,手話通訳士資格の制度化が行われるなど,手話通訳の充実が図ら れてきている(平成3年度末現在,手話通訳士432人)。

エ 防犯・防災対策

障害者が安心して生活するためには,障害者に対する犯罪,事故等の発生を防止するための防犯対策や,地 震,火災等の災害による被害を防ぐ防災対策が適切に実施されていることが必要である。

このため,障害者の側からの警察,消防等への緊急通報手段として,ファックス110番(平成4年12月現在,29都 府県の警察本部に設置)や災害弱者緊急通報システム(平成4年度までに51消防本部に設置)の整備が進めら れているほか,厚生省において,緊急通報装置を日常生活用具給付事業の対象品目に加えるなど,緊急通報シ ステムの整備を行っている。また、安全な地域社会の形成を図るための自主防災・防犯組織の整備等地域

厚生白書(平成4年版)

における防災・防犯体制の充実が図られている。

(5) 保健医療分野における施策

保健医療の面から「国連・障害者の十年」の間における障害者をとりまく環境の変化をみてみると、この間,国においては,心身障害の発生予防,早期発見及び研究の推進,医療・リハビリテーション医療の推進を重要課題として取り組んでおり,また,精神保健対策については,精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保,社会復帰に対する支援等の各種対策を推進している。

「国連・障害者の十年」の間に行われた「心身障害研究」の主なもの

「国連・障害者の十年」の間に行われた 「心身障害研究」の主なもの

- ・小児慢性疾患の実態、フォローアップに関する研究 (55~57)
- ・聴覚・言語障害児の診断・評価と療育に関する研究 (56~58)
- ・重症心身障害児の療育に関する臨床的研究 (57~61)
- ・小児慢性疾患の診断・治療・管理に関する研究 (58~60)
- ・新生児管理における諸問題の総合的研究 (58~63)
- ・胎児、妊産婦管理及び周産期医療システム化に関する研究 (58~60)
- ・母子保健システムの充実に関する研究 (58~60)
- ・自閉症児の療育体系に関する総合的研究 (59~61)
- ・心身障害の判定指標の開発に関する研究 (59~61)
- ・精神薄弱児・者の治療教育に関する研究 (59~61)
- ・産科管理における環境因子に関する研究 (61~63)
- ・小児期の主な健康障害要因に関する研究 (61~63)
- ・心身障害児(者)施設福祉の在り方に関する総合的研究 (62~)
- ・心身障害児(者)の健康増進、スポーツ、文化活動に関する研究 (62~)
- ・心身障害児(者)の地域福祉体制の整備に関する総合的研究 (63~)
- ・代謝疾患・内分泌疾患等のマススクリーニング,進行阻止及び長期管理に関 する研究 (元~3)
- ・強度行動障害児(者)の処遇に関する研究 (2~4)
- ・母子垂直感染防止に関する研究 (3~5)
- ハイリスク妊娠に関する研究 (3~5)

資料:厚生省児童家庭局

ア 心身障害の発生予防,早期発見及び研究の推進

厚生省においては,地方公共団体において母子保健法に基づき実施されている妊産婦,乳幼児に対する健康診査や保健指導,1歳6か月児健康診査,先天性代謝異常等検査などの母子保健対策や,心身障害児総合通園センターにおける診断,療育体制の整備を通じて,心身障害の発生予防,早期発見のための施策を推進している。また,成人については,老人保健法に基づく脳血管障害等成人病予防のための健康診査や健康教育を実施し,また,脳卒中情報システムの整備を行う,などの対策を進めている。

また、心身障害の発生予防、根本的治療法の確立に向けて、各種の心身障害に関する研究を進めている。

イ 医療・リハビリテーション医療

厚生省においては、各種医療機関における医療・リハビリテーション医療の充実を図ってきている。

国立身体障害者リハビリテーションセンターの歩み

国立身体障害者リハビリテーションセンターは,身体障害者に対し医療から職業訓練までのリハビりテーションを一貫した体系の下に行うとともに,リハビリテーション技術に関する研究開発やリハビリテーション従事者の養成を実施する総合センターとして,昭和54年7月発足した。併せて,同一敷地内に国立職業リハビリテーションセンター(労働省所管)が設置され,一体的運営を行っている。

更生訓練所(定員580人)では,障害者の社会への適応力を養うため職能訓練や生活訓練のほか,はり師・きゅう師等の免許取得の ための理療教育を行っている。

病院は,当初20床でスタートしたが,翌昭和55年病院棟の完成により100床に増床,さらに平成4年7月の新病棟の竣工とともに150 床に増床された。

研究所は,昭和59年研究所棟の完成とともに整備充実され,福祉機器をはじめ,医学,工学,社会学等の面からリハビリテーション技術に関する研究開発に取り組んでおり,学院では,リハビリテーション専門職員の養成(5課程・入学定員90人)と15種の研修(年間約560人)を実施している。

近年は,発展途上国からの研修生の受入れ等国際協力にも大きな役割を担っている。



また,障害者の障害の除去,軽減のための手術等に要する費用については,育成医療の給付(障害児を対象),更 生医療の給付(身体障害者を対象)等の公費による医療の給付を実施している。

育成医様及び更生医療の給付件数の推移

育成医療及び更生医療の給付件数の推移

	昭 和 58 年 度	平成3年度
育成医療の給付	47,303 件	51,663 件
更生医療の給付	36,159 件	93,063 件

資料:厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設については,障害児について継続的な医療が必要であることから,医療機能をも有した福祉施設として,福祉サービスと保健医療サービスとを合わせて提供している。また,国立療養所においても,進行性筋萎縮症児及び重症心身障害児の入院治療等を行っている。

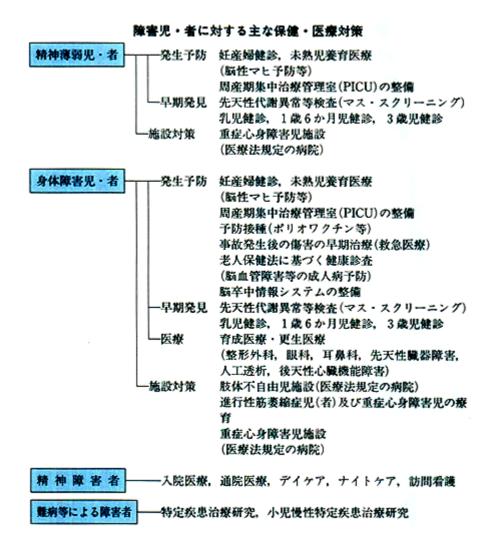
国立療養所における障害者医療

国立療養所は,重症心身障害児(者),筋ジストロフィー患者をはじめとする各種慢性疾患や難病を担当する専門医療機関として,診療及び研究機能の充実を図ってきたが,適切かつ効率的な医療供給体制の確立という国民的課題の中で,国立医療機関としてふさわしい役割を積極的に果たすことが求められている。

このような中で,国立療養所は重症心身障害児(者)についての病床の整備を昭和41年度から開始し,現在,80施設,8,080床を有し,また,筋ジストロフィー患者についての病床の整備を昭和41年度から開始し,現在27施設,2,500床を有するまでに至っており,これらの施設を中心に障害者医療の確保及び質の向上が図られてきている。また,成人化対策や重症心身障害児(者)の緊急保護事業等を重点として各種施策の充実を図ってきている。

一方,研究面においても,昭和43年度から国立療養所重症心身障害者共同研究班が編成され研究を開始した。また,精神・神経疾 患の中核的機関として昭和61年9月に国立精神・神経センターが設置され,重症心身障害児(者),筋ジストロフィー患者の治療及

障害児・者に対する主な保健・医療対策



ウ 精神保健対策

精神保健対策については,精神保健法に基づき,精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保するととも に,精神障害者の社会復帰・社会参加の促進等を図っている。

精神障害者に対する医療については,精神障害者の人権を擁護する観点から,入退院時等において文書により権利等の告知を実施しているほか,都道府県精神医療審査会において入院の必要性等について審査を行うなど,精神障害者に対する適正な医療の確保を図っている。

また,精神障害者の社会復帰・社会参加を促進するため,精神障害者社会復帰施設等の整備を推進するとともに,通院患者リハビリテーション事業,グループホーム事業等の事業の実施を推進している。

さらに,保健所及び精神保健センターにおいては,精神障害者等を対象として精神保健相談等の各種地域精神保健対策を推進している。

精神障害者社会復帰施設等の概要

精神障害者社会復帰施設等の概要

AND RESIDENCE OF THE PARTY OF T	
施設等	施 設 等 の 概 要
精神障害者援護寮	回復途上にある精神障害者に対し,居室その他の 設備を提供するとともに,専門の職員による生活 指導等を行う。
精神障害者福祉ホーム	一定程度の自活能力のある精神障害者であって, 家庭環境,住宅事情等の理由により住宅の確保が 困難な者に対し,生活を営むための居室を提供す るとともに,専門の職員による指導等を行う。
精神障害者授産施設 (通 所 · 入 所)	相当程度の作業能力を有するが雇用されることが 困難な精神障害者であって,将来就労を希望する 者に対し,自活に必要な訓練及び指導を行う。
通 院 患 者 リハビリテーション事業	精神障害者が一定期間事業所に通い,集中力,対 人能力,持久力,環境適応能力等の涵養を図るた めの社会適応訓練を行う。
精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)	地域において共同生活を営む精神障害者に対し世 話人を配し、食事の世話等日常生活における援助 等を行う。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 国連・障害者の十年 第3章 「国連・障害者の十年」の間における各種施策の展開 第2節 障害者をとりまく環境の変化 2 子どもの時期における環境の変化

子どもの時期においては,1で述べた事項に加え,障害児の可能性を最大限に伸ばし,将来社会的に自立して生活していくことができるようにするために適切な教育を行うとともに,障害の早期発見に引き続いた早期療育として適切な治療,診断訓練等を行うことによって,心身のよりよき発達を促し,社会生活への参加を図るための適切な育成を行うことが重要であり,これらの面を含めた環境の変化を,以下でみていくこととする。

(1) 生活の場の状況

前述の厚生省の調査により,子どもの時期における状況を,生活の場に着目してみると,在宅の障害児が18万 1千人(身体障害児8万1千人,精神薄弱児10万人)であり,一方,施設に入所している障害児が2万6千人(身体障害児1万1千人,精神薄弱児1万5千人)となっている。

(2) 在宅の障害児の状況

ア 在宅の障害児の日常生活

在宅の障害児の日常生活について,厚生省の調査により,未就学期とそれ以降とに分けて状況をみることと する。

未就学期においては,身体障害児は家庭等で日中を過ごしているという「その他」(59.5%)の回答が多く, 精神薄弱児は通園施設(29.3%)又は保育所(25.3%)において日中を過ごしている者が多い。

未就学期の在宅の障害児の日常生活

未就学期の在宅の障害児の日常生活

(%)

			身体障害児	精神薄弱児
通	園 施	設	10.4	29.3
保	育	所	10.4	25.3
幼	稚	图	19.4	12.1
				(養護学校) 2.0
そ	0	他	59.5	(自分の家) 27.3
				(その他) 4.0

資料: 厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」(昭和62年)及び 「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」(平成2年) 就学期においては,身体障害児のうち「障害児のための学校・学級」に通っている者は45.1%,精神薄弱児のうち「障害児のための学校・学級」に通っている者は89.1%となっている。

就学期の在宅の障害児の日常生活

就学期の在宅の障害児の日常生活

(%)

		171
	身体障害児	精神薄弱児
障害児のための 学 校 · 学 級	45.1	89.1
一般の学校	54.9	9.8
訪 問 教 育	_	1.1

資料: 厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」(昭和62年)及び 「精神薄弱児(名)福祉対策基礎調査」(平成2年)

イ 在宅の障害児に対するサービスの状況

厚生省においては、以下に掲げるように、障害児の態様に応じたサービスの提供を推進している。

まず,障害児の通園施設については,障害児の態様に応じ,難聴幼児通園施設,肢体不自由児通園施設,精神薄弱児通園施設等が整備されており,平成3年における通園する障害児数は,昭和58年と比較して,10~20%増加している。また,市町村が通園の場を設けて心身障害児の早期訓練を行う心身障害児通園事業についても,大幅に増加している(昭和58年177か所,平成4年282か所)。

障害児通園施設の状況

障害児通園施設の状況

(各年10月1日)

	施言	变 数	定 J	数数	通園者数		
	昭和58年	平成3年	昭和58年	平成3年	昭和58年	平成3年	
難聽幼児通園施設	22	27	736	890	546	676	
肢体不自由児通園施設	66	73	2,810	3,080	1,981	2,446	
精神薄弱児通園施設	223	214	8,135	7,869	5,867	6,394	

資料: 厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」

さらに,一定の医学的管理が必要な重症心身障害児についても,重症心身障害児施設に併設した通園モデル事業施設に通園することにより必要な療育,訓練指導を行う「重症心身障害児通園モデル事業」を,平成元年度から実施している。

このほか,保育所で行う集団保育が可能な障害児の保育所への通所を支援するとともに,在宅で日中を過ごす障害児については,ホームヘルパーの派遣等を進めている。

(3) 施設に入所している障害児の状況

障害児の入所施設は,盲児施設,ろうあ児施設,精神薄弱児施設等,障害児の態様に応じて整備されているが,障害児数の減少に伴い入所施設数も減少してきている。しかしながら,重症心身障害児施設については,重度の障害児に対するサービスの充実を図る観点から整備を進めており,平成3年においては,昭和58年と比

較して,施設数,在所者数とも20%程度増加してきている。

障害児入所施設の状況

障害児入所施設の状況

(各年10月1日)

	施言	支 数	定 J	数	在所者数		
	昭和58年	平成3年	昭和58年	平成3年	昭和58年	平成3年	
身体障害児施設							
障害種類別入所施設	182	164	15,991	13,357	10,719	9,022	
盲 児 施 設	29	21	1,661	916	748	348	
ろうあ児施設	26	17	1,739	861	600	275	
虚弱児施設	34	33	2,067	1,995	1,776	1,548	
肢体不自由児施設	74	72	9,514	8,510	6,924	6,093	
肢体不自由児療護施設	8	8	460	425	252	268	
情緒障害児短期治療施設	11	13	550	650	419	490	
重症心身障害児施設	55	65	5,871	7,096	5,416	6,795	
精神薄弱児施設							
精神薄弱児施設	332	304	23,461	19,196	19,164	16,339	
自閉症児施設	7	8	360	374	286	314	

資料:厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」

(4) 教育の状況

文部省においては,盲,聾,養護学校のいわゆる特殊教育諸学校及び小・中学校の特殊学級を設け,少人数の学級編制,特別な施設・設備等により,障害の状態や発達段階,特性等に応じたきめ細かな指導を行っており,「国連・障害者の十年」の間においても,施設・設備等のハード面の整備充実,教育内容・方法の改善や教職員定数の改善,特殊教育担当職員の現職研修の充実等のソフト面の充実等その質的な充実を図ってきている。

障害児に対する教育の状況を,文部省の調査によりみると,平成4年5月現在,特殊教育諸学校及び特殊学級において,16万1千人が特殊教育を受けており,このうち,義務教育段階にある児童生徒は12万4千人である。

特殊教育諸学校及び特殊学級の在学者数(平成4年5月)

特殊教育諸学校及び特殊学級の在学者数(平成4年5月)

(単位:人)

	幼稚部	小学部 小学校	中学部 中学校	義務教育 計	高等部	計
特殊教育 諸 学 校 計	2,019	29,473	22,288	51,761	35,804	89,584
特殊学級計合 計	2,019	47,044 76,517	24,851 47,139	71,895 123,656	35,804	71,895 161,479

資料:文部省「平成4年度学校基本調査」(国・公・私立計)

また,義務教育終了後の進路については,その能力,適性や障害の状態等に応じて,進学だけでなく,職業訓練校,福祉施設・授産施設等への入所,就職など多様な進路があるが,文部省の調査による特殊教育諸学校(中学部)及び中学校特殊学級の卒業生の進路状況からみると,平成4年3月で,73.5%が高等学校等に進学し,12.1%が就職している。この進学率は,昭和58年3月の57.2%からかなり向上しており,養護学校高等部の整備等により後期中等教育の機会が拡大されてきていることがわかる。

特殊教育諸学校(中学部)及び中学校特殊学級卒業者の進路状況

特殊教育諸学校(中学部)及び中学校特殊学級卒業者の進路状況

(平成4年3月)(単位:人,%)

	高等学校等 進 学 者	就 職 者	その他	3†
特殊教育諸学校計	6,364	63	1,678	8,105
特殊学級計	6,488	2,050	842	9,380
合 計	12,852 (73.5)	2,113 (12.1)	2,520 (14.4)	17,485 (100.0)

(注) 「高等学校等進学者」とは、高等学校等、専修学校(高等課程)及び専修学校(一般課程)

等への進学及び入学者である。

資料: 文部省「平成4年度学校基本調査」(国・公・私立計)

さらに、障害児(者)がその能力,適性等に応じて高等教育に進むための機会についても,視覚障害者・聴覚障害者を対象とする国立の短期大学を設置したほか,入学試験の実施に当たっては,大学入試センター試験において点字・拡大文字による出題,試験時間の延長,代筆回答などの措置がとられ,さらに,各大学の入学試験においても同様な措置がとられるなどの改善が図られている。特殊教育諸学校(高等部)の卒業生の進路状況をみると,平成4年3月で8.7%が大学等に進学し,34.9%が就職し,56.4%が,多くは無業である「その他」となっている。

特殊教育諸学校(高等部)卒業者の進路状況

特殊教育諸学校(高等部)卒業者の進路状況

(平成4年3月)(単位:人,%)

大学等進学者	就 職 者	その他	\$ †
959	3,873	6,254	11,086
(8.7)	(34.9)	(56.4)	(100.0)

(注) 「大学進学者」とは、大学等、専修学校(専門課程)及び専修学校(一般課程)等への進

学及び入学者である。

資料: 文部省「平成4年度学校基本調査」(国・公・私立計)

文部省初等中等教育局

特殊教育課長 霜鳥 秋則

文部省では,心身障害児一人一人の障害の状態に応じたきめの細かな教育を行い,その可能性を最大限に伸ばし,可能な限り社会的な自立を図るため,盲・聾・養護学校及び小・中学校の特殊学級等における教育の充実に努めてきました。

この10年間においても,平成元年の学習指導要領の改訂など教育内容・方法の改善,教職員配置基準の改善,心身障害児に対する 理解認識の促進など,特殊教育の質的充実を図ってきたところです。

今後は,障害の重度・重複化への対応の問題のほか,軽度の障害児に対する通級による指導の充実,学習障害などの新たな課題にも 積極的に取り組んでいこうとしているところです。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 国連・障害者の十年 第3章 「国連・障害者の十年」の間における各種施策の展開 第2節 障害者をとりまく環境の変化 3 成人の時期における環境の変化

成人の時期においては,1で述べた事項に加え,社会の一員として生活していくとの観点から,その能力に適合する職業に就くこと,スポーツ・レクリエーション等の社会活動に参加していくこと等が重要であり,これらの面での環境の変化を,以下でみていくこととする。

第13回全道ハンディキャップスキー大会(北海道北見市)

障害を持つ人と持たない人とが滑りを競う「第13回全道(全北海道)ハンディキャップスキー大会」が,平成4年2月21日〜23日, 三笠宮寛仁親王ご夫妻をお迎えし,約300人の参加者を得て,北見市で開催された。

視・聴覚や四肢などに障害を持った人たちが,それぞれのハンディに応じた補助用具(チェアスキー,アウトリガー(スキー付きストック),トランシーバーなど)を用いあるいは伴走者の補助を得て滑走するハンディキャップスキーは,昭和48年カナダからもたらされたアウトリガーを用い,三笠宮寛仁親王の御指導の下,全国各地で身体障害者のスキー教室が開催されたことに始まっている。

競技にはアルペンとクロスカントリーがあり,各参加者が自己申告したタイムと実際に滑ったタイムの差の少なさを競うことにより,障害を持った人も持たない人も同じ条件で競技ができる。

「心のふれあい都市」を宣言している北見市では,ちょうど国際障害者年に当たる昭和56年にも第3回大会が開催されており,こうした行事へのかかわりを通じて地域のボランティア活動が活発化するなど,宣言にふさわしい動きが出てきている。

チェアスキーとアウトリガーによるスキー



(1) 生活の場の状況

前述の厚生省の調査により,成人の時期における障害者の状況を,生活の場に着目してみると,在宅の障害者が289万人(身体障害者272万2千人,精神薄弱者16万8千人)であり,一方,施設に入所している障害者が22万人(身体障害者13万4千人,精神薄弱者8万6千人)となっている。

(2) 在宅の障害者の状況

ア 在宅の障害者の日常生活

在宅の障害者の日常生活については,在宅,就業,スポーツ等さまざまなものがあるが,ここでは,特に就業という面に着目して,厚生省の調査により,身体障害者,精神薄弱者の順にみていくこととする。

まず,在宅の身体障害者のうち就業している者は70万1千人であるが,このうち65歳未満の者は57万7千人であり,これは,同年齢層の在宅の身体障害者の42.9%に当たる。

身体障害者の就業率について,障害の程度別にみると,重度の障害である1・2級の障害者の就業率が10%台と低く,中度・軽度となるにつれ,就業率が高くなっている。また,就業していない理由については,「重度」,「高齢」及び「病気」の三つで80%強を占めているが,1・2級に該当する重度の障害者の就業していない理由の多くは「重度のため」であり,3~6級に該当する中度・軽度の障害者については,「高齢のため」,「病気のため」の割合が大きくなる。

障害の程度別にみた就業状況

障害の程度別にみた就業状況

(%)

障害の	程度	総 数	就業者	不就業者	無回答
絵	数	100.0	29.0	70.4	0.6
1	級	100.0	19.0	80.7	0.3
2	級	100.0	18.8	80.4	0.8
3	級	100.0	25.3	74.1	0.6
4	級	100.0	39.0	60.5	0.5
5	級	100.0	44.8	54.6	0.6
6	級	100.0	34.9	65.0	0.2
不	明	100.0	26.7	70.8	2.5

资料:厚生省社会·提護局「身体障害者実態調查」(昭和62年)

障害の程度別にみた不就業の理由

障害の程度別にみた不就業の理由

(%)

							17.07
総数	1級	2級	3級	4 級	5級	6級	不明
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
34.3	65.0	53.7	25.6	12.1	9.3	2.7	19.3
19.2	14.5	11.6	27.4	22.4	23.4	19.9	28.0
26.9	11.2	19.7	26.5	38.0	36.4	51.1	31.6
4.1	1.6	3.5	4.5	5.2	6.9	7.1	0.9
3.2	1.7	2.1	2.4	5.9	5.0	4.8	2.7
0.3	_	0.1	0.3	0.3	2.0	_	_
5.5	2.6	4.5	7.0	7.5	8.0	5.0	8.9
4.4	2.0	2.8	4.3	6.8	6.7	6.8	7.0
1.9	1.4	2.0	2.0	1.8	2.4	2.5	1.8
	100.0 34.3 19.2 26.9 4.1 3.2 0.3 5.5 4.4	100.0 100.0 34.3 65.0 19.2 14.5 26.9 11.2 4.1 1.6 3.2 1.7 0.3 — 5.5 2.6 4.4 2.0	100.0 100.0 100.0 34.3 65.0 53.7 19.2 14.5 11.6 26.9 11.2 19.7 4.1 1.6 3.5 3.2 1.7 2.1 0.3 — 0.1 5.5 2.6 4.5 4.4 2.0 2.8	100.0 100.0 100.0 100.0 34.3 65.0 53.7 25.6 19.2 14.5 11.6 27.4 26.9 11.2 19.7 26.5 4.1 1.6 3.5 4.5 3.2 1.7 2.1 2.4 0.3 — 0.1 0.3 5.5 2.6 4.5 7.0 4.4 2.0 2.8 4.3	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 34.3 65.0 53.7 25.6 12.1 19.2 14.5 11.6 27.4 22.4 26.9 11.2 19.7 26.5 38.0 4.1 1.6 3.5 4.5 5.2 3.2 1.7 2.1 2.4 5.9 0.3 — 0.1 0.3 0.3 5.5 2.6 4.5 7.0 7.5 4.4 2.0 2.8 4.3 6.8	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 34.3 65.0 53.7 25.6 12.1 9.3 19.2 14.5 11.6 27.4 22.4 23.4 26.9 11.2 19.7 26.5 38.0 36.4 4.1 1.6 3.5 4.5 5.2 6.9 3.2 1.7 2.1 2.4 5.9 5.0 0.3 — 0.1 0.3 0.3 2.0 5.5 2.6 4.5 7.0 7.5 8.0 4.4 2.0 2.8 4.3 6.8 6.7	100.0 100.0

资料: 厚生省社会·接護局「身体障害者実態調査」(昭和62年)

次に,在宅の精神薄弱児・者については,就業している者は10万人である。

「仕事をしている」と回答した精神薄弱児・者の43.2%は,作業所(通所施設を含む。)で就業しており,これに次いで,22.2%が,正規の職員として就業している。

ただし,最重度又は重度の精神薄弱児・者の多くは作業所(通所施設を含む。)での就業であり,一方,正規の職員として就業している者の多くは中度又は軽度の精神薄弱児・者であり,重度の者と中・軽度の者とは,就業に関する状況に相違があることに留意する必要がある。

イ 在宅の障害者に対するサービスの状況

在宅サービスについては,厚生省において,法律に位置づけられているホームヘルプサービス,ショートステイ,デイサービス及びグループホーム事業等のほか,就労の機会を得ることが困難な在宅重度障害者等が軽作業等を行う小規模な通所作業所に対して助成を行う在宅重度障害者通所援助事業(昭和62年度創設),専任の介助者による介護サービスを提供する身体障害者自立支援事業(平成3年度創設)等の実施を推進している。

また,通所施設については,(4)で述べるとおり,一般雇用が困難な障害者のための授産施設の計画的整備が 進められている。

就労精神薄弱児(者)の就労形態

就労精神薄弱児(者)の就労形態

(%)

															(/0/
			総	数	正規の 職 員	臨時雇	В	凝	内	璇	家の仕事 の手伝い	その他	作業所	不	詳
総		数		,300 0.0)	22.2	11.2		4.8		1.8	11.8	2.6	43.2		2.4
最	重	度		,500 0.0)	-	_		3.3		_	6.7	_	90.0		-
重		度		,400 0.0)	9.7	6.5		2.6		1.9	10.4	1.9	66.9		_
中		度		,700 0.0)	24.2	10.6		6.2		1.2	13.7	3.7	38.5		1.9
軽		度	(10	,000 (0.0	36.3	17.3		6.1		2.2	9.5	2.8	20.7		5.0
不		詳		,700 0.0)	10.0	15.0		_		5.0	35.0	_	30.0		5.0

資料: 厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」(平成2年)

(3) 施設に入所している障害者の状況

障害者の入所施設は,肢体不自由者更生施設,視覚障害者更生施設等,障害者の態様に応じて整備されている。これらの施設について,平成3年の状況を昭和58年の状況と比較すると,身体障害者関係施設については,障害の種類別に設けられている入所施設(更生施設)は減少しているものの,常時介護を必要とする著しい障害を有する者が入所する身体障害者療護施設及び重度身体障害者更生援護施設については,施設数,入所者数とも大幅に増えており,それぞれ50%増,30%増となっている。また,精神薄弱者更生施設についても,施設数,入所者数がともに50%増となっている。

さらに、精神障害者社会復帰施設(精神障害者援護寮)については、昭和63年に初めて法律上位置づけられた

厚生白書(平成4年版)

ことから,他の障害者の施設に比べその数は多くないが,平成元年と比較すると,施設数,入所者数とも増加している。

このほか,子どもの時期と異なり,成人の時期については,(4)で述べるとおり,一般雇用が困難な者について, 授産施設に入所し,職業訓練を受けるという機会も設けられており,施設数,入所者数とも増加している。

障害者入所施設の状況

障害者入所施設の状況

(各年10月1日)

	施設数		定り	数	在所	者 数
	昭和58年	平成3年	昭和58年	平成3年	昭和58年	平成3年
身体障害者更生援護施設						
障害種類別更生施設	86	73	5,077	4,178	3,420	3,004
肢体不自由者更生施設	50	44	2,388	1,897	- 1,469	1,196
视觉障害者更生施設	16	15	1,609	1,499	1,203	1,194
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	160	175	127	156
内部障害者更生施設	17	11	920	607	621	458
身体障害者療護施設	151	223	9,460	14,042	9,485	13,945
重度身体障害者更生提護施設	48	63	3,225	4,330	2,715	3,701
精神薄弱者扱護施設						
精神薄弱者更生施設(入所)	602	916	42,951	62,685	42,051	62,110
精神障害者社会復帰施設						
精神障害者提護寮	(11)	40	(290)	873	(217)	579
授 産 施 設						
身体障害者授産施設	86	85	4,566	4,610	3,908	4,006
重度身体障害者授産施設	102	121	6,319	7,744	5,967	7,423
精神薄弱者授産施設(入所)	129	184	8,590	11,697	8,277	11,474

(注) 視覚障害者更生施設及び聴覚・言語障害者更生施設は、昭和58年は失明者更生施設及びろうあ者更生施設である。また、精神障害者援護寮は昭和63年度創設であり、()内は平成元年の数値である。

資料:厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調查」

「スクラム組んで社会参加にトライ」

岩手県盛岡市にある精神薄弱者更生施設「緑生園」では,20年前から生活指導にラグビーを取り入れている。昭和45年の岩手国 体を契機に,当時の園長で創設者の中野芳幸氏(故人)が「ラグビーを通して体力と精神力を身に着け,社会に出てもひるんだり,し り込みしないで生きていける人づくりを目指そう」と始めた。

30名の園生は,雨の日も風の日も,うだるような夏の日や凍てつくような冬の日も,年中ほとんど休むことなくラグビーに取り組んでいる。5月から11月まで,週2回の早朝練習には,県庁や市役所のラグビー好きと園生OBが参加して一緒に汗を流す。

昭和41年施設開設以来,緑生園では200名を超える卒園者を社会に送り出し,そのほとんどが就労による社会参加を果たしている。

こうした実績は,何事につけ,他人を頼らず,己の力をふりしぼって生きていくことや互いに助け合って生きていくことの大事さを ラグビーを通して学んだ成果でもある。



(4) 雇用・就業の状況

障害者がその能力に適合する職業に就くことを促進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は、次のとおりの雇用率(法定雇用率)以上の割合をもって身体障害者を雇用しなければならないことが定められている。また、雇用されている精神薄弱者については、実雇用率の算定に当たり、身体障害者と同様に取り扱うことができることとされている。

法定雇用率

法定雇用率

民間 企業	一般の民間企業 特殊法人	1.6 % 1.9 %
国,地方公共団体	非現業的機関現業的機関	2.0 %

また,この雇用率制度及び障害者の雇用に積極的な企業を助成する雇用納付金制度については次のような 改正が行われてきている。

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正経過(雇用率制度・雇用納付金制度関係)

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正経過 (雇用率制度・雇用納付金制度関係)

	主 な 改 正 内 容
昭和62年改正	精神薄弱者を実雇用率の算定にカウント精神薄弱者を調整金・報奨金の支給対象
平成4年改正	精神障害回復者等を助成金の支給対象重度障害者である短時間労働者を、雇用率制度及び納付金制度の対象重度精神薄弱者をダブルカウント

労働省の調査により,平成4年6月の障害者の雇用状況をみると,1.6%の雇用率が適用される一般の民間企業 (常用労働者数63人以上規模の企業)においては,雇用されている障害者数は23万人(実雇用率は1.36%)である。

この他,1.9%の雇用率が適用される特殊法人(常用労働者数53人以上規模の法人)の実雇用率は1.90%,国,地方公共団体については,非現業的機関の実雇用率は1.98%,現業的機関の実雇用率は2.17%となっている。

民間企業における障害者の雇用状況

民間企業における障害者の雇用状況

(平成4年6月1日現在)

区 分(法定雇用率)	①企業数	②常 用 労働者数	降 A重 度 身体 障害者	害 者 の B重度身 体障害 者以外	数 C 計 A×2+B	③実雇用率 C÷②×100	④雇用率 未達成 企業の 割 合
一般の民間企業 (1.6%)	£# 52,884	16,869,262	48,108	133,411	229,627	1.36	48.1
特殊法人 (1.9%)	进入 92	75,267	253	927	1,433	1.90	16.3

- (注) 1. 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用身体障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
 - 障害者数とは、身体障害者と精神薄弱者の計である。重度身体障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

資料:労働省調べ

国,地方公共団体における障害者の在職状況

国、地方公共団体における障害者の在職状況

(平成4年6月1日現在)

区分	①機関数	②職員数 (除 外) 職員除く)	降 A重 度 身 体 障害者	害 者 の B重度身 体障害 者以外	数 C 計 A×2+B	③実雇用率 C÷②×100
雇用率2%が適用される非現業的機関	### 3,910	2,028,640	7,620	25,022	40,262	1.98
雇用率1.9%が適用さ れる現業的機関	283	279,047	844	4,368	6,056	2.17

- (注) 1. 障害者数とは、身体障害者と精神薄弱者の計である。重度身体障害者については、ダブルカウントしてある。
 - 雇用率2%が適用される非現業的機関とは、各省庁、都道府県、市町村の行政機関等である。
 - 雇用率1.9%が適用される現業的機関とは郵政省、大蔵省造幣局及び印刷局、林野庁並びに地方公営企業法にいう機関等である。

資料:労働省調べ

ここまで障害者雇用の現状をみてきたが,次に,一般の民間企業におけるこの「国連・障害者の十年」の間の障害者雇用の環境の変化をみることとする。

まず,雇用されている障害者数は増加し,実雇用率も,昭和58年の1.23%から平成4年には1.36%と増加し,着実に改善されているが,法定雇用率とはなお隔たりのある状況となっている。

また,法定雇用率を達成している民間企業数は昭和58年の約2万企業から平成4年の約2万7千企業へと増加しているが,その割合は,50%台前半を推移し,平成4年6月では51.9%となっている。

労働省職業安定局高齢・障害者対策部

障害者雇用対策課長 坂本 由紀子

「国連・障害者の十年」の最終年に当たる平成4年,重度障害者対策,精神薄弱者・精神障害者対策の一層の充実・強化を図るため,障害者雇用促進法が改正されました。また,ILO第159号条約が批准されました。

障害者の雇用状況は,平成4年においては1,36%と近年にない伸びを示し,障害者の雇用状況は改善されつつありますが,きめ細か な職業リハビリテーションの実施,職場定着の促進等障害者雇用対策を積極的に推進していくこととしています。

また,地域レベルにおける職業リハビリテーションの実施とともに,通勤・住宅等の職業生活環境の整備が重要な課題となっており,福祉行政等関係省庁との連携を図りながら施策の充実に努めていきたいと考えています。

一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

(各年6月1日現在)

区分年	昭和58年	59 年	60 年	61 年	62 年	63 年	平成元年	2 年	3 年	4 年
障害者数	155,515	159,909	168,276	170,247	171,880	187,115 (177,708)	195,276	203,634	214,814	229,627
(単位) 増減	2,912	4,394	8,367	1,971	1,633	15,235 (5,828)	8,161	8,358	11,180	14,813
実 雇 用 率	1.23	1.25	1.26	1.26	1.25	1.31 (1.25)	1.32	1.32	1.32	1.36
(単位) 増減	0.01	0.02	0.01	0.00	△0.01	0.06 (0.00)	0.01	0.00	0.00	0.04

(注) 1. 障害者数とは、身体障害者と精神薄弱者の計である。重度身体障害者については、ダ ブルカウントしてある。ただし、昭和62年以前は、身体障害者のみである。

() 内は、身体障害者のみの数値である。

資料:労働省調べ

一方,一般雇用が困難な者に対する施策としては,厚生省において,授産施設,福祉工場の計画的整備等を進 めてきており,平成3年における整備状況を昭和58年と比較すると,身体障害者通所授産施設が3倍近く増加 したことをはじめとして,在(通)所者が増加していることがわかる。なお,平成3年度から,精神障害者入所 授産施設の整備が開始されている。

授産施設・福祉工場の整備状況

授産施設・福祉工場の整備状況

(各年10月1日)

	施品	文 数	定員数		在(通)所者数	
	昭和58年	平成3年	昭和58年	平成3年	昭和58年	平成3年
身体障害者授産施設	86	85	4,566	4,610	3,908	4,006
重度身体障害者授産施設	102	121	6,319	7,744	5,967	7,423
精神薄弱者授産施設(入所)	129	184	8,590	11,697	8,277	11,474
身体障害者通所授産施設	42	120	975	2,921	795	2,597
精神薄弱者授産施設(通所)	184	436	6,376	16,051	5,945	15,245
精神障害者通所授產施設	(9)	33	(188)	719	(176)	.586
身体障害者福祉工場	20	27	1,105	1,500	988	1,258
精神薄弱者福祉工場	(3)	7	(150)	235	(86)	220

(注) 精神障害者通所授廃施設は昭和63年度創設、精神薄弱者福祉工場は昭和60年度創設であり、

() 内はそれぞれ平成元年、昭和63年の数値である。 資料: 厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」

(5) スポーツ・レクリエーション及び文化活動

障害者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動といった社会活動に参加する機会を確保していくこ とは,障害者の社会参加の促進にとって重要であるだけでなく,障害に対する社会の理解を得るための啓発 広報活動としても重要である。また、これらの活動は、障害者の生活を豊かにするものである。この「国 連・障害者の十年」の間にも,東京オリンピックを契機として始められ,平成4年で28回目を迎えた全国身 体障害者スポーツ大会(平成4年は山形県で開催),国際障害者年を記念して開催され平成4年で12回目を迎 えた大分県の車いすマラソン,平成4年に我が国で初めて開催された全国精神薄弱者スポーツ大会(ゆうあ いピック)など,各種の障害者を対象としたスポーツ大会が開催されているほか,関係省庁においても障害者 が利用しやすいスポーツ,レクリエーション施設の整備が進められている。また,障害者の文化活動の振興 もさまざまな形で行われている。

厚生白書(平成4年版)

本大会は1981年の国際障害者年を記念し,第1回大会が開催されたもので,平成4年11月1日には世界30か国・地域から430名の車 いすランナーの参加のもと12回目の大会が開かれた。

大会は,障害者の相互理解と社会参加の促進を図ることを目的に開催され,参加選手もアメリカ,ヨーロッパの強豪のみならず,ア ジア南太平洋近隣諸国の車いすランナーなど多岐にわたり,現在ではその大会規模,記録とも世界トップレベルの国際車いすマラ ソン大会であり,大分の秋を飾る一大イベントでもある。

本大会へ出場することは,国内外の車いすランナーの大きな目標となっており,自己の能力の限界と記録への挑戦を目指し力強く 疾走する車いすランナーの姿は多くの人たちに限りない感動を与え,障害を持つ人々に勇気と希望をもたらしてきた。

大会はたくさんの企業,団体及び個人からの協賛金,寄付金に支えられ,約2,000名のボランティアの協力を得て運営されている。 また,大会を通じ培われた友情とふれあいの輪が世界中に広がっている。



(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 国連・障害者の十年 第3章 「国連・障害者の十年」の間における各種施策の展開 第2節 障害者をとりまく環境の変化 4 国際協力の進展

国際社会の一員として,障害者福祉の分野においても積極的に国際協力を推進していくため,政府レベルでは国際協力事業団(JICA),(社)国際厚生事業団(JICWELS)等による研修員の受入れ,専門家の派遣,中国身体障害者リハビリテーション研究センター等プロジェクト方式技術協力等を実施してきており,例えば(社)国際厚生事業団(JICWELS)は,昭和58年の設立以来毎年アジア諸国社会福祉行政官研修を行っており,10年間で15か国144人の研修員を受け入れている。また,民間レベルでは,リハビリテーション・インターナショナル(RI),障害者インターナショナル(DPI),世界ろう連盟(WFD),世界盲人連合(WBU),日米障害者会議等の民間団体間の各種の国際交流・協力が行われてきている。

第一回全国ボテンティアフェスティバルの開催

「こころの架け橋 ひと・ふれあい・ボランティア」をテーマに,第一回全国ボランティアフェスティバルが,平成4年10月24,25日の両日,延べ8万4千人が参加して,兵庫県で開催された。



フェスティバルは障害者の音楽ボランティアグループ「楽団あぶあぶあ」の演奏で幕開け,永年ボランティア活動を行ってきた 功労者等に対する厚生大臣表彰が行われるとともに,ボランティアプラザでは,手話や点字,朗読奉仕等の体験交流コーナーや,バ ザーコーナーなどが設置され,歌や手話劇なども披露された。また,国際シンポジウムでは,日,英,米,独の代表が,福祉社会創造に おけるボランティアの役割やボランティア活動の課題について活発な議論を展開,ボランティア活動交流研究会では,全国からの 参加者が,日ごろの活動経験を基に,手話・点訳ボランティアなど14のテーマにわたって,熱心に討議が行われた。

ボランティア同士が,お互いの経験を語り,交流を深めるこの大会が,全国各地でのボランティア活動の輪を一層広げる契機となる ことが期待される。

また,国際連合や各種の国際的な非政府機関を中心として,障害者問題についての行動計画やガイドラインの作成等の取組みが行われており,我が国も積極的に参加している。